

第2回大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録

日時：平成31年3月15日(金)

午前10時00分から正午

場所：大阪役所本庁舎 屋上階P1会議室

(開会)

(中島障がい者施策部長：開会挨拶)

(委員紹介、資料確認等)

石田部会長：おはようございます。部会長の石田です。本当に朝早くからお忙しいところお集りいただきまして、ありがとうございます。たくさんの議題がありますけれども、地域移行の推進であるとか、地域生活支援拠点についての話であるとか、あるいは、新しくグループホームですよね、日中サービス支援型グループホーム評価等についてなど、たくさんの議題があります。議事の運営の方には円滑の運営にご協力をいただきたいと思います。なかなか今までもお茶は手が上がらないということなのですが、あったらぜひ手を挙げてください。でも意見をするときとお茶のときと分からないというのがあるので、それをどう見分けるのかっていうのがあるんですけど。議事進行ですけれども、議題1については報告事項になってますので、ご意見ございましたらお受けいたします。2、3、4、5については審議事項になってますのでそれぞれ説明をしていただいてその後意見をいただく審議するという形になってますので、最後のその他についてはまだ報告ということで。事務局から議題1について、一括して説明をお願いしたいと思います。

大森障がい福祉課担当係長：【資料1、資料2、資料3について説明】

向井地域福祉課相談支援担当課長：【資料4について説明】

松村地域福祉課長：【資料12について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございます。事務局から議題1について報告がありました。報告事項ですので、特にご意見、ご質問なければ次の議題に移りたいと思いますが。もしございましたら挙手のうえ名前を言ってご意見ください。

古田委員：古田です。手短かに。一つはですね、相談支援。いつまで立ってもセルフプラン50%というような状態で、このままではもう解消しないだろうなと思われま。この間、全法人にですね、3,000法人に対して、相談支援の実施を大阪市から呼びかけていただいているんですけども、それでまだまだ効果がないのであれば、やはり初期加算みたいなものが必要ではないかと。あるいは1人体制のところも多いので2人体制加算みたいな。2人にしたら一定期間、補助が出るみたいな、そんな仕組みも考えていただきたいな。やはりケースを集めるまで結構しんどい。今、大阪市で16ヶ所、去年も今年も廃止になってます。相談支援事業所が撤退になっ

ている。大阪府もこの間アンケートで調べてみたら 16 ヶ所も廃止になっていまして、合計 30 ヶ所を超える事業所がもう辞めていってる。1 人体制でバーンアウトになったりして、やはり減ってきているので、その辺は無理してケースを集めて、1 人で抱えてるっていうような状況もありますので、何らかの支援策を、検討をすべきだろうと思います。それと虐待ですけども、これも結構多いので、どんな事例で何が原因であったのか、それに対してどういうふうな対処を打つべきなのかっていうようなところもまた資料として提供をいただいて検討いただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

石田部会長：はい、ありがとうございます。他に。

加藤委員：加藤です。サービス計画、指定相談の伸び率なんですけど、これ 1 月末だから 10 ヶ月で 1 年で 2 ヶ月分少ないですけど、前年度と前々年度と比較して伸び率が鈍ってますよね、結構、だんだんと。60% ぐらいから急速に伸び率が低下するというのはないと思うんですけど。古田さんが言ってましたけれど、相談支援事業所とか聞いていたら辞めていくところが結構出てきてるので、これちょっと今までねちょっとずつまだ伸びてるけども、これストップして下降するっていうこともね。ひょっとしたらある、そういうふうな心配もあるような事柄かなと思うんですけど、これは真剣にとらえたほうがいいのでは。

石田部会長：はい。ありがとうございます。ほかに。

山田委員：定着支援センターの山田と申します。地域移行の支援利用状況で矯正施設から出所される方の利用がゼロというふうはこの 3 年間になりますけれども。現実的には計画相談の方なんかには矯正施設にいるうちに一緒にお会いしていただいて地域につなぐということは個々にはやっけていただいているんですけども、実際にはこの制度が矯正施設から出られる方を地域の施設に体験利用するとかそういったことが出来なくて、利用できてないというのが実際のところで。本来なら制度上は出来るようになっているので、何とかこの辺、うまくやっていけたらなというふうに思っていますので、一つ課題として思っただけたらと思います。

石田部会長：はい、ありがとうございます。もし特になければ、計画相談とか難しい問題なんですけど、報告事項を終わらせていただいて次の議題に移りたいと思います。そうしましたら議題 2 のところで事務局の方からお願いします。

山本障がい福祉課長代理：【資料 5 について説明】

内田精神保健医療担当課長：【資料 5 別紙について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございました。議題 2 の説明の方をしていただきました。ご意見とかご質問とかありますでしょうか。はい、古田委員。

古田委員：ようやく地域移行の取り組みが、施設も精神科病院も取り組みを始められて、それに

ついてはありがとうございます。ただ、まだ20施設あるなかの7施設ということで、3月はまわられてないんですかね。1回まわって、これで立ち消えになるようなことは絶対ないように、次に何をやっていくか、やっぱり地域生活の紹介をしていくようなDVD上映ですとか講演会とかで、そんな取り組みを施設に持ち込んでいけるような形にするとか、外出の体験の取り組みですとか、やっぱり何十年も施設におられたら外へ出るのさえ怖い、地域に帰るなんてとんでもないと思う人が結構多いので、その辺の取り組みをどうしていくのか。あるいは家族からの声もずっと置いて欲しいという希望が多い。もしその地域を出てうまいこといけなかったらどうするかっていうふうな不安があるのはそれも当然あったと思いますので、その辺もう長いことね、施設にいてもらった結果そういうふうになんてなってますので、当事者の方も家族も。その辺をどう働きかけていくのかっていうのが必要なこと。大阪市として次の長期計画で考えていただけるならやはり施設を終の棲家にしないとか、何十年もやはり施設の中で暮らすのはおかしいんだということを堂々と打ち出していただいて、取り組みがもっと進むように持ってきていただけたらと思っています。それから精神の地域移行の推進事業を8、9名までいくということで、進んできてるんですけども、これは来年度も必ず継続していただく予定にはなっていると理解でよろしいですか。それとあと交通費はこれも精神科病院だけですか、施設はないのか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいのと、それから6ヶ月の期間でみんな終わっているのか。それが前段階の取り組みといえども、不安になったりとか、家族の反対とか出てきた場合は、柔軟対応をすべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

石田部会長：さきの交通費の関係であるとか今後の取り組みの提案ですね、施設ではなくて、地域の方に最終的には移っていくような形、あるいは6ヶ月の期間のことについての話がありました。事務局の方から何か。

内田精神保健医療担当課長：精神科病院からのですね、退院の関係の支援でございますが、こちらにつきましては来年度も継続して事業を進めていくということになっております。あと、期間でございますが、今年度につきましては、おおむね6ヶ月でおさまっておるような形になっておるんですが、今後個別の事例等ですね、受託事業者の方々ともですね、いろいろ情報交換なりさせていただきながら、どういう形で進めていくのがいいのかといったところの期間含めてでございますが、そこにつきましては今後は検討していけたらなというふうに思っております。以上でございます。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課長の内村でございます。今後の取り組みでございます。当然1回きりで終わっては、せつかく顔の見える関係ができ始めているのに非常にもったいないので、先ほど古田委員がおっしゃられた講演会、あるいは地域でのイベント、施設さんがよく出かける場所に一緒に基幹相談支援センターも顔を合わせて行くようなそういった具体的にどういったことをしていこうかということはまた基幹相談支援センターの連絡会などで調整させていただいて、前に進めたいと思います。施設からの地域移行の交通費なんですけれども、市外の施設ということですので、今のところ、件数は上がっていないところでございます。わたくしの方から言うのもなんですけれども、施設に訪問していただいたなかで、鳥屋委員が参加して

いただいておりますので、行ったそのときの状況をお話しただけならと思うんですが。

石田部会長：鳥屋委員、よろしくをお願いします。

鳥屋委員：はい。鳥屋です。わたしの方の都島からは、2月に東淀川区にある知的の方の入所施設の方を、東淀川区、福島区、都島区の各区の基幹センターと市の方と一緒にまわらせていただきました。その施設はですね、40数名の入所施設なんですけれども、最年長の方が78歳。平均年齢が50歳ぐらいになるということで、かなり入所されている方の高齢化が感じられました。あと、実際に入所されている方の外出がやっぱりあります。ありますというか少なめと。それで、知的障がいが入所施設で移動支援が使えないということで、施設の職員のかたが空いてるときでしかそういう対応できないということが課題であるという声がありました。それから、入所されている方はその施設が出来てから入所されてそのままという形がほとんど。かなり長期のかたがほとんどということ。それと、親が高齢化、親族も高齢化っていうことで、ご本人の身寄りがなくなってきてる、あるいは身寄りがなくなるかたが、このあとどんどんおられる。障がい基礎年金を受けておられる方、そういう方の金銭管理っていうことをどうしていくのかっていうなかでは、後見の必要性があると思われるかたっていうのがかなりいるけれども、なかなかその施設で後見の申し立てのサポートだとか、そういったことがなかなか追いつかない。市町村申し立てだとなかなか時間がかかる、審判が下るまでかなり時間を要するというところでそのへんが一向に進まないのも課題とおっしゃってました。また施設の外ですね、施設から例えば地域移行も出た先のサポート体制っていうのがかなり心配。医療機関との連携がどれぐらい出来るのかとか、いかにせん施設の職員のかたが地域の今の社会資源の実情とか、なかなかつかみきれてないっていうところはかなり感じられました。というところで、なかなか施設と地域側との情報交換というか、現在の状況の共有っていうのがなかなかやはり出来てないなど。こういう交流をしていくなかで施設側もさきに言った後見の課題であるとかそういったいろんな課題を出して、それに対して地域側で出来ることとかで交流が進むのかなと思います。初回の訪問ということで、施設のロビーのに入った入り口のところで、その管理者のかたとの意見交換というところで、なかなか実際のその施設の中の実情まで知っていくにはやはり1回では無理で、2回3回と訪問していかないと、なかなか交流も進まないというところもあるので、さらに7ヶ所早く残りをまわりながら、次の第2回、第3回、それとやはり市のかたも一緒にまわって、市のかたに知っていただけたっていうのはすごく大きいかなというふうに思いますので、このへんをどんどん早く進めていく必要があるというふうに思いました。

石田部会長：はい。詳しい説明ありがとうございました。そのほかに何かご意見とかありますか。

はい。

山田委員：すいません、さっきはちょっと先走って。わたし全然ここで何も意見してないので、今日はちゃんと意見をしようと思って心して来たので、ちょっとだけお話しさせていただければと思うんですが、この間ちょっと、うちが大阪市にどれぐらい矯正施設から来た人を調整してかなって集計してみたら、年間だいたい20件ぐらいの方が半分知的のかた、精神のかた、半

分は高齢のかたを調整してるっていうのが見えてきてます。高齢のかたでも多くが発達障がいとか知的障がいを抱えたかたで、しかもそういった方々の多くはもうほとんど人生の半分以上を施設、いわゆる矯正施設で過ごしてきたかたなので、正直高齢になればなるほど地域につながるのが難しく、出てきてもすぐにまた窃盗を繰り返して中に入るっていうことがあります。ですけれども、大阪市内の方々には本当にご協力いただいて、社会側の地域というものがあるような楽しいことが待ってるかっていうことを教えていただいて、何とか地域につないでるところなんですけど、出来れば本当に最近ではですね少年院からの知的障がい、発達障がいのかたの地域移行なんかも進めているところです。そういった人たちにはこの地域移行をもっと進めることによって、再犯を繰り返さない人に育てていくというか、そういうことが出来るのではなかろうかと思っていますので、ぜひとも、少年院の場合は体験とか出来ますので、地域移行を結構活用することが出来ますので、ぜひご協力いただければと思います。ありがとうございます。

石田部会長：ありがとうございます。要望ということでよろしいですか。ちょっと他にもいろいろご意見あるかなと思いますけども、時間の方も過ぎていってますので、次の第3、議題の3の方に移っていきたくと思います。地域生活支援拠点等の整備状況についてということで、事務局の方からご説明お願いいたします。

内村障がい福祉課長：【資料6について説明】

石田部会長：はい。詳しい説明ありがとうございました。先ほどの話と地域生活支援拠点等の、特に緊急時における対応を詳しく説明をしていただきましたけれども、ご意見とか。はい、酒井委員。

酒井委員：酒井大介です。地域生活拠点、この資料に基づいて、質問というか意見というか、緊急時の定義なんですけれども、墨字版で2ページ目ですけれども。介護者等が急病等により不在というところなんですけれども、ここは虐待事案で、例えば家族、あるいは親族と引き離さなければならないというかた達も、この緊急時の定義に入るんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかという、質問というか意見と、あわせて最後の緊急時における対応フローということで、丁寧にご説明いただきましたけれども、普通に考えたらそうだろうなというような内容かなと。これから検討いただけるんだと思うんですけれども、やはり大切なのは、緊急時に受け入れてくれる事業所をどう確保するかということだと思えますね。例えばそれは現に今後その短期入所をそこを増やしていくということも一つなのかもしれませんが、現在の短期入所の中で、例えば空きの部屋を置いておくとか、それに関して、大阪市の方で何らかの補てんをしていただくとか、そういうような手当てが有効なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

石田部会長：ありがとうございます。とりあえず一つこの質問で。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課長、内村でございます。まず一つ目の虐待事案はっていうこととございますが、実は虐待対応というのは、これと別ですすでにごさいますして、虐待の場合はすぐに対応できるような形で整っております。その二つ目のご質問とちょっとかぶってるんですけど、虐待対応の場合は、すでに高齢と障がいと空き床を確保してやっているところとございます。そういう意味でも障がいのこの緊急時の部分の場合もそういった空き床確保が必要なのではないかというご意見でそれも一つ念頭に置いたうえで、今後この課題、短期入所の空きがないというそこも検討のなかで進めていきたいと考えております。

石田部会長：はい、ありがとうございます。いいですか。はい。船戸委員。

船戸委員：大阪発達総合療育センターの船戸ですけれども、わたしのところは重心で医療的ケアの子どもさんが多いんですけれども、緊急時っていう場合は介護者の病気だけじゃないんですね。子どもさんとか家族が病気になったときそういうときも含まれるし、意外と多いのは急な冠婚葬祭のときに急に預かっていただきたいっていうことで来ることが多いですけれども、この等の中にはどういう対応が入ってるか、そういうやつは除かれるのかっていう、そういうことをもうちょっと詳しく検討していただきたいということと、もう一つは災害ですね。実は9月に、台風のときに私達はショートステイ連絡協議会を作って、16施設ですね、病院とそれから医療型ショートステイがある病院とそれから療育施設7施設でネットを作っているんですけれども、その場合、メールで29名、緊急時に受け入れをやっているんですね。だから、コーディネーションをどこがやるかっていうことはものすごい大切なことで、将来的な災害とも結びつく大きな問題だと思いますので、また検討よろしくをお願いします。

石田部会長：はい、ありがとうございます。事務局からありますか。「等」っていうのは具体的につまり何を指すのかなと。

内村障がい福祉課長：介護者の病気だけではなく、ほかの家族の病気も当然入ってくるかと。ただ、急な冠婚葬祭、お葬式の方は急なものですので、あり得るのかというふうには考えておりますので、そちらも具体的に事例を定義だけではなくその中でこんな場合はと考えていかないとと思っております。

石田部会長：ありがとうございます。コーディネートを想定される場所はありますか。

内村障がい福祉課長：確かに、どこがコーディネートするという中身は入っておりません。区役所からサービスを受けておられる場合は相談支援事業所、サービスを受けていない場合は基本は基幹相談支援センターと考えております。どちらも基幹相談支援センターにかんていただかなければならないかも分かりません。なおかつ8050、何でしたら先ほどの地域福祉課長から説明がありました「つながる場」で、ケース会議をしてというような形も考えられます。

石田部会長：ありがとうございます。はい、加藤委員。

加藤委員：加藤ですが、4点あるんですけど。はじめが緊急時の定義。親の入院って結構あるんですけど、同じくらい多いのが家で暴れたり、大声が出て、暮らしていけないっていう。緊急で警察が入ったりしてるんです。これはもう警察で一日置いていかれたこともあって本人にとってはかなり大変な状況なんで、警察署じゃなくてやはり福祉機関でちゃんと対応する必要があると思うので、定義の中にそういう状況というのを入れていただきたいです。入院と同じくらい多いと思います。今までの経験から言うと。それが第一点。それから福祉サービスを利用してる人の場合の緊急時ですね。発見というのは、その施設とか相談支援事業所が多いと思うんですけど、ただ発見するときに、高齢とか児童とかの施設との連携っていうのはすごく大切だと思うんですよ。結構、僕らも毎日迎えに行っていて、そこのお母さんが倒れててそれで発見されて、何とか病院へ連れていったとか、どっちかというところから高齢の方への連携なんですけど、その反対もあるので、そこをもう少ししっかり進めていくと発見しやすくなるのかなと思うので、それを推進するような手段を講じていただくというのが2つ目で、3つ目が休日夜間の対応で、さきに虐待のところを出てましたが、区の課長さんの電話番号とか僕らの虐待対応のところと交換してるんですよ。だから同様に緊急時にシステムというか虐待対応と同じように考えてもらって、そのときはそれを使うというふうにしてもらったらスムーズに土日や休日夜間の対応できるんじゃないかなと、区役所との連携が進むのではないかなと思うんですけど、それどうでしょうかということが3つ目で、4つ目が、下の法定給付対象外、もしそういうところが使えれば、いろんな緊急時に対応できると思うんですけど、それが全部ボランティアっていうことになると、これ、前からずっとこういう議論をしてると思うんですけども、やはりそういうときになってから枠を広げてもらうのと、支援した人にそれなりの、もちろん働いているわけですから、なんとか給料が出るようなそういう仕組みを作っただけでないかなというふうに思うんですけど。

石田部会長：はい。ありがとうございます。一点目、定義については具体的なものをもう少し育ててほしいということとが一つですね。2つ目のコーディネート、情報収集についてもどこが情報収集するのか、先ほどのコーディネートの関係がありますけれども、もう少し今後考えてほしいという感じですか。3つ目は虐待と同じような形で対応ができないのかっていうことと、4つ目は給付対象外についてどのように考えるか。3つ目、4つ目についてご説明いただければと思います。

内村障がい福祉課長：夜間休日における連絡体制については、これからちょっと検討を進めさせていただきたいと、ご意見をいただきながら検討を進めさせていただきます。実はこの一番下の、最初、ご説明の中では今の現状ではボランティアとしてやっただけというこれは、31年度から緊急時の一番下のホームヘルパー以外の支援者が対応されたときの法定給付対象外、対応可能な場所に人員の確保が必要な法定給付対象外の部分については、大阪市としてまだ細かなルールは作ってないんですけど、何とか評価して、市単独の分として措置したいなど進めているところでございます。以上でございます。

石田部会長：ありがとうございました。

加藤委員：ありがとうございました。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

岡委員：すいません、岡です。よろしくお願いいたします。前回の協議会のときにショートステイの緊急の受入加算ですね、30年度よりって形になっていて、大阪としてこれが増えていく見込みなのかどうなのかっていうことを聞いたら、増えていく見込みですっていう確認を取ったと思うんです。その中で29年度30年度の実績の状況が出てきてまして、確かにこの数字だけ見ると増えているように見えるんですが、実際はこの中で、ショートステイを実施する機会が増えているのかどうなのかということと、この実人数が29年度と30年度で8から35に増えているんですけども、これ普段から使っている人たちが緊急で入って加算を取ってたら何も評価する見比べる資料にならないので、実際に使ってなかった人が緊急で使った人数がどれぐらいなのか、それに対する受け皿がどれだけ増えたのかっていうことを、ここに出してもらった上で評価してもらって、その上でショートステイが増えていくのかどうなのか。動向を見つつという話があったと思うんですけど、動向を見つつ、いつまで動向を見続けるのか、それとも先に手を打つのかというあたりを教えてくださいたいなと思っております。

石田部会長：はい。短期入所についての実態というか、分かる範囲で教えてもらえればとは思いますが、増えているのかどうかとか、新しいそういう対象者がいるのかどうかとか、実人数とかいうところですね。そのあたりを教えてもらいたいなと。今分かる範囲で。

大森障がい福祉課担当係長：すみません、障がい福祉課の大森です。短期入所の受入加算の状況につきましては、資料に書いておるとおりでございますが、実はこの緊急短期入所受入加算を取っている事業所に聞いたところだと、その初めての方を受け入れたということではなくて、普段使っておられる方で、この加算の算定要件が少し変わりましたので、それで取りやすくなったのかもしれませんが、実際には普段使っておられる方が急に介護者が病気とか入院されて、当日もしくは前日に受け入れることになって取ったケースがあったというふうに聞いておりますので、実態としてはなかなかこれが増えたからといって、すぐに充実したという認識まではなかなか難しいとこかなというふうに考えております。

石田部会長：はい。ありがとうございます、よろしいですか。はい。

小谷障がい支援課長：障がい支援課長の小谷でございます。短期入所の事業所の数でございますけれども、29年4月現在で69ヶ所だったのが、30年4月で77ヶ所、それから本年直近でございますと、2月1日現在で88ヶ所まで、事業者の数としては増えてきているような状況となっております。それから利用されてる方の数ですけれどもちょっと時期が古いんですが、29年4月で支給決定者数が5143名だったのが、30年4月で5234名と利用される方の数も増えてきているような状況となっております。

石田部会長：はい。詳しい内容をありがとうございました。はい。潮谷委員。

潮谷委員：すいません、一点だけお願いになるんですが、課長も言っていたように緊急状態っていうことをですね、いち早くキャッチするというのが、重要かというふうに思っております。昨今の近畿圏における閉じ込めの事例を受けまして、兵庫県では、手帳の等級とサービス利用状況を照らし合わせてですね、リスクが高いただろうと思われる家庭に対して積極的にお申し出くださいといったようなことが言われているようです。詳しくは僕も把握してないんですが、それに従って市町村の方で動いているという例も聞いておりますので、そういったところの情報収集をぜひしていただいて、積極的に介入するようなシステムっていうのを作っていかないと、やっぱり緊急状態になってすぐに対応というのはなかなか実際には難しいので、リスク状態がある家庭がたくさんあるかと思っておりますので、そういうことの把握っていうところのシステム作りっていうのを情報収集していただけたらと思っております。

石田部会長：はい、ありがとうございます。要望ということでありがとうございます。はい、古田委員。

古田委員：すいません、地域拠点もやっところまでちょっとスタート踏み切れるかなというところになってありがとうございます。この前もやはり 80 60 50 というケースが出てきまして、80代認知症、60代の方が知的障がい、40年間ぐらいはほとんど家の中。50代の方はアルコール依存ってような形で大変なケースが出てきたんですけど、もう一人嫁さんもいてたんですけど、その人が家の3人を支えてきたんでしょけれど、家を出ていったので、たちまち困ってるってようなケースが出てきました。ただそこも高齢者の親のケアマネは関わってたみたいですけど、なぜ今までそんなに閉じこもったような状態になっていたのかということ、やはりそのケースしか見てない、家族全体の状態を見てないってような問題があるかと思うんですけど、今、包括とか見守りとかから入ってくるようになりましてけれども、誰かがその家族の状態についても、全体の状態についても意識するようにして、分かったらすぐ区に通報されるような、そういう仕組みがあるかなと。あるいは、今大阪府でもシステムの検討してるんですけど、手帳で重度の人で特にサービス利用なしというのは拾おうと思ったら拾えるので、そういうところはもうサービスつながってなくて閉じこもっておられてるようなケースもあるので、そういうところの掘り起こしの仕組みもさらに考えるべきだろうと。それから緊急ケースが出てきたときに、今各課もなかなか忙しいので、あなたのところだろとか押し付け合いにならないように、虐待と同じようにケースが発生したらみんな全員集合だというようなことを区でもすぐに動ける仕組みとして作っていただきたいなというふうに思います。そこから連携して、サービス利用なしだったら特例介護給付とか、即時に今日からでも介護が使えるとかいうような迅速に動けるような体制が必要かなと。それからもう一つ、今、市が単費で措置しようかなと法定給付外ですけども、ショートや緊急受入加算がこれ1800円なんです。一時間ぐらしか単価、介護で言ったら無いぐらいなので。実際には難しいケースだったら、ずっと慣れた人がベテランの人が長い時間張り付かないといけない、何日も張り付かないといけないというようなケースもありますので、ぜひ金銭的などところも努力していただきたいのと、

あと、重度障がい者の受け皿をどう増やしていくか、受け入れられるところをどう増やしていくかが課題になると思うので、スーパーバイズ、せつかく制度があつてしてるのにほとんど動いていないのを早く始動させていただきたい。登録ですね、スーパーバイズ、いろんな高次脳とか行動障がい、いろんな対応に慣れた団体の人を登録して、いざとなったらケース会議に走る、あるいは実際に家に見に行ってもらってどうしたらいいのか、環境整備どうしたらいいのか考えられる仕組みですとか。重度のグループホームもやはりどう増やしていくのかっていうのが一番カギになってくると思いますので、それを増やしていこうという運動ですね、全市的に取り組んでいくっていうようなことも考えていただけたらと思っています。ちょっと課題がいろいろありますが、よろしくです。

石田部会長：はい、ありがとうございます。今のところで何かご説明いただくことはありますか。前段の部分については、どう確保するのか、情報をどう集めるのかというところと重複しているのかと思うんですけれども。最後の方のスーパーバイザーがどのような形で動いているのかとか、重度障がいのかたについての施設の整備についてどのようにお考えかというところは何かございますか。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課長の内村です。まず潮谷委員と古田委員からキャッチの工夫、キャッチの方法の工夫ですね、これは検討させていただきたいと思っております。区での対応の虐待対応のように全員集合みたいな、そういった工夫が、あの8050とか他の制度と関わると、実は先ほどの「つながる場」で出来るんです。これは出来るようになります。ただ、新年度から31年度から始まりますので、工夫っていうのを、まだ、初めての業務ですので、モデル以外は慣れてない部分もあるんですけれども、それでできる例になるかと思っておりますが、やはり休日夜間の問題、そこをどうしていくかというふうでございます。受け皿のSVですねスーパーバイザー、ちょっと遅れて申し訳ございません。まだ枠組だけあるのに。来週あるところと相談して進めていきたいなと思っております。

小谷障がい支援課長：障がい支援課長の小谷でございます。受け皿のところグループホームで重度のかたを受け入れていただくための設置促進のことなんですけれども、平成30年度から設置促進に関しましては、補助対象の拡大でありますとか、スプリンクラーの設置について市単独で補助を設けさせていただいたところです。実際、重度のかたを受けていただくための支援のところにつきましては、実際に運営されてるところでの課題とかそうしたものです。調査の方も実施した上でですね、重度の方の受入れが進むような施策について引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

石田部会長：はい、ありがとうございます。まだご意見あるかなと思いますけれども、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。4つ目の議題でございます。各区から提出された全市的課題についてということで事務局の方からご説明をお願いいたします。

内村障がい福祉課長：【資料7について説明】

松藤障がい支援課長代理：【資料8について説明】

石田部会長：はい、説明ありがとうございました。全市的な課題についてはいろいろご意見があるかなと思いますが、まず説明いただいた項目について少し審議したいと思います。二つ提案いただきました、ご説明いただきました一つの初めに特定相談支援事業所についてのご意見がございましたらお願いします。はい、古田委員。

古田委員：はい。大阪市・大阪府でちょっと今回アンケートをとっていただいて、大体やはり予想どおりの厳しい状態が出てるかなと思います。先日国の厚労省担当者が大阪に来ましたのでちょっと話をさせてもらったんですけども、全然、相談支援の事業所が足りていないのに、さらに新年度4月から減算っていったらもう持ちませんよという話をさせてもらったんですけども。いやもう今更遅いと、もう今度の報酬改定3年後まで頑張ってくれと、増やすのは法人に働きかけてくれ、あとは加算とかいろいろあるからそれを使ってくれと。去年も報酬改定の際に大阪市から国に言ってもらいましたが、基本報酬減算するけど加算が取れるから大丈夫です、モニタリングが取れますから大丈夫ですというような説明があったんですけども、結局やはり加算はほとんど取れてないし、モニタリングは元々大阪は多いと言われてたので、そんなに増えるもんじゃないよって言うたらやっぱりそのとおり。っていうことでやはり重度障がい者の自立生活が多い大阪はやはり一つ一つの計画、大変なケースもありますので、やっぱりしんどいような状態。だから割に合わない。一人で抱えてバーンアウトするっていうもう悪循環に入ってきています。そして来年度以降もなんかもう事業の廃止検討は一ヶ所だけって。分からないのが39ヶ所あるんで、下手したら40ヶ所ぐらい撤退されたらもう基盤崩壊になるというふうに思います。もうすでに新年度撤退する事業所の声を聞いています。何十件も70件80件が計画相談、宙に浮きます。確実にできてきてるんですね。それで今まで1件撤退されたら、みんなで近隣の相談支援で10件ずつとか分け持ってやってきたんですけどもこれも限界です。これ以上受けると、他のところもバーンアウトしかねない、ドミノ倒しが起こる可能性がありますので、それを食い止めるために区や市も一緒になってですね、協力する仕組みをぜひとも考えていただきたいのと、やっぱり先ほども言いましたように、相談支援を増やす仕組みを考えてもらいたいと思っています。

石田部会長：はい、ありがとうございます。他に相談支援事業所の件でございますか。はい、鳥屋委員。

鳥屋委員：鳥屋ですけども。今お話があったように本当に地域の中では相談支援事業所が増えない。と言ってもその中でサービスの新規利用のかたは増えてますので、そのかたたちは、計画相談につなげないとなかなかサービス利用は難しい中で、選定の対象、どこの事業所が受け持つか選定ケースがなかなか溜まってくるというか。利用者に待ってもらわないといけなような状況もやっぱり出てきているっていう中で、だから本当に事業所数と相談員の数が追いついていないというところで、本当にそういう場合に区として、市としてどうするのか、そういうケースに関してはどうやって早くサービス利用につながるように何とかするのかということ、

市としてどうするのかっていうのも考えていただきたいのと、その状況なので、なかなかさきの計画達成率 50%いかないなかで、今までサービス利用していて、やはり重度化、それから高齢化に向けて、今まではセルフでもいけてたけども、そこが難しいとなっている方、そこまでもさらにどんどん追い付かないというか、そういう状況なので、本当に地域の中でやはりどの区も同じだと思うんですけども、かなりしんどい状況になっているという。

石田部会長：はい、ありがとうございます。

加藤委員：西淀川区で相談支援事業所、基幹として相談支援事業所の後方支援にあたってらるんですが、結構5年経ったら一応障がい関係で働いていたら資格が取れるっていうことを研修受けたらってやっているけど、皆さん一人事業所が多いのと、それから相談支援をよく分からずにやっているかたが多いですね。かなり初心者の方が多くて、どういうふうにレベルアップしていくのかすごく大きな問題で。一人事業所は特定事業所加算なんてまずもらえないし、いろんな加算はついてますけど、あれはどうしたらいいのか分からないし、面倒くさいし、事務量が増えるしっていうことで、あんまり受けてない人っていうのが結構多いです。だから本当そこで一人の事業所をどういうふうに支えていくのかっていうのは、それは基幹の方は技術面とか後方支援で支えるんですけど、もう少し何とか、もう一人で抱えてすごくしんどい、そして給料安い、そういう状況もうちょっと改善していかないと相談支援事業者が増えるっていうのはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど。特に、一人でやっているとところは重点的に対策をしていただくということは出来ないのかなと。

石田部会長：はい、ありがとうございます。事務局の方から何か。包括的な感じの質問でもあるのかなと思います。本当に事業所が減っていつているんじゃないかとか、分からないっていうこともあるだろうし、あるいは事務的なことについてのフォローとかそんなことも、もしかしたら出来るのではないかとか。はい。

内村障がい福祉課長：内村です。先ほど、こういった研修なりご説明させていただきました。ただ、途中で私もちょっと説明の中で申し上げましたように、本当に正直苦慮しているところがございます。委員の皆様方、この部会のときに限らず、こんなのしてみたらというのがありましたら、前向きに取り組めるものは取り組んでいきたいと思っておりますので、ご支援をお願いしたいと思っております。

石田部会長：今後も皆さんの意見をいただくということで。古田委員。何かありますか。

古田委員：一人体制のところを二人に、半年、1年後に増やすっていう間、そういう約束で加算を打つとか、そんなのは難しいですかね。一人体制のところは二人に増やす努力をしていく間について、加算をつける。それはもう新しく事業所入ったところでも使えるようにする。そうやっててもちょっとね呼び水になるような形で事業所を増やしていこうとできるような、特に一人体制のところとか何十件も抱えていますよね。最初スタートするといっても30件40件や

らないと、一人の人件費も出ない構造になってますよね。基本報酬がないので。出来高払いなので。だからその部分を支えるような加算をやっぱり検討するという今年の課題にしてもらえないかなと。

内村障がい福祉課長：すみません。内村でございます。まず単純にふと考えたのが、一人事業所を二つあるなら一つにできないのかなと。そうしたら二人事業所になります。それで加算が取れるのでっていうようなことも当然考えておりますけれど、加算っていうのは古田委員、言われているのは多分、市として単独で加算を打ったらどうだということですよ。

古田委員：期間限定で。

内村障がい福祉課長：期間限定で。当然、市の予算も何かいずれは投入しなければならないのかも分からないんですけど、今の段階で法定給付で二人になれば加算が取れるならまずそれから進められないかな。ただ、一人事業所と結構兼務が多かったりします。ということは結局こっちとくっつけられない。単独でやっている一人事業所がどれほどあるのか分析して進めないといけないと思っているところです。

石田部会長：はい、ありがとうございます。ちょっともう本当時間が。ごめんなさい。いろいろ意見あると思うんですが。もう一つは、グループホームの設置促進に何かご意見あります。特にない。なければ次に進みたいんですけどいいですか。円滑な議事にご協力ありがとうございます。では5番目、審議事項としては最後ですね日中サービス支援型グループホームの評価等についてということですが、事務局の方からご説明をお願いします。

松藤障がい支援課長代理：【資料9について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございます。この日中支援型グループホームの評価等について、ご意見。はい、古田委員。

古田委員：国がね、重度化・高齢化の対応とって、二転三転してちょっと訳の分からない形になったのがこの日中支援型グループホームでして、重度化・高齢化といいながら20人プラスショート5人までというような大規模化が出来るみたいにしてしまっ、普通、重心の人でも、行動障がいの人でも、逆に、少人数の暮らしの方が落ち着いた暮らしが出来るし、やはり個別のヘルパー利用っていうのがないとなかなか暮らせないというような状況なんですけども。施設に近いような形で考えたがために、まだ大阪府下、一番重度の障がい者グループホーム多いですけども、日中支援型の希望は出てきていないかと思えます。北海道とかでもたくさん出来てきてる。それでも全国で600人分ぐらいなんですけども。やはり中軽度の大規模なところで使われてるんじゃないかみたいな声も聞いたりするところです。大阪はやっぱり重度の人が、普通の住まいで暮らすのを大事にしてきましたので、最大でも10人までにしてもらって、これは大阪府も今あわせていただいているところです。その方針をぜひ守っていただいて、こ

れから高齢との合築というふうなことがないように、何とかグループホームを施設化しないような取り組みに力を入れていただきたいと思いますと思っておりますのでよろしくお願いします。

石田部会長：はい、要望ということでよろしいですね。はい、ありがとうございました。特にございませんでしたらちょっと時間の方も5分ぐらいになってますので、審議事項はこれで終わりたいと思います。最後、その他のところで報告事項、事務局の方からよろしくお願いします。

山本障がい福祉課長代理：【資料10について説明】

小谷障がい支援課長：【資料11について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございました。ご意見とかありますか。古田委員。

古田委員：医療的ケアの問題については、地域で支えていくのが結構長時間の見守りと医療との連携がかなり伸びすぎることで大変難しいですけども、今、親御さんが支えているケースもあるんですが、家族が倒れたら、もうたちまち緊急事態になるということで先ほどの緊急ケースの範疇にも必ず入れていただくのと、それと、どう基盤を増やしていくかっていうことで、地域の事業所に対するアドバイス、スーパーバイズの仕組みも、この会議でぜひとも考えていただけたらありがたいなと思ってますのでよろしくお願いします。

石田部会長：はい、ありがとうございました。すいません。お時間の方がきておりますので、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。熱心なご議論ありがとうございます。全ての議事はこれで終了しましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。お願いいたします。

(内村障がい福祉課長：閉会の挨拶)